

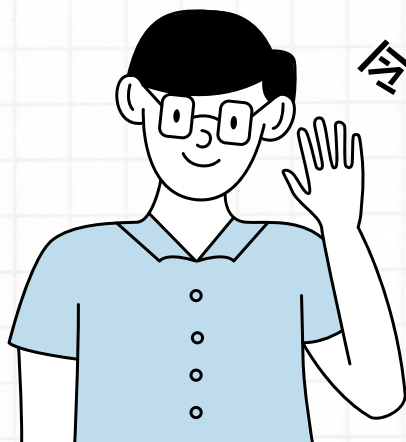
あなたの夢は？

リニューアルします

奨学金って？

綾町育英会

令和8年度奨学生募集要項



綾町育英会は、綾町居住者の子どもたちが高校・大学等の課程を修了するため、希望者に学費の貸与を行い、所期の目標を達成させるための事業です。
本会は、町民の皆さまからの寄付金や町補助金等で運営しており、貸し付けた奨学金を返済していただくことで育英会制度を継続しております。



リニューアルポイント！

- ✓ 貸付金・進学支度金の増額
- ✓ 教育文化活動費助成金を新設
- ✓ 研修・大会等支度金の対象拡大
- ✓ 町外在住者へ免除制度を新設
- ✓ 振込手数料は借受者負担

対象者

- 01 綾町居住者のお子様で高校、大学、大学院（修士課程に限る）、専門学校等、各種学校に進学、在学する者
- 02 学習意欲があり経済的理由により修学が困難である者
- 03 保護者（連帯保証人）に各種税等の滞納のない者



連帯保証人



返済義務は借受者（債務者）が負い、連帯保証人は2名用意する。

- ◎連帯保証人Ⅰ・・・父母兄弟姉妹 又は、これに代わる法定代理人。
- ◎連帯保証人Ⅱ・・・独立して生計を営み返済に関し保証能力のある成人。

□ 連帯保証人になれない者は以下のとおり □

- 1 債務整理中又は過去に債務整理をした者
- 2 保証債務を理解していない者
- 3 他の奨学資金で滞納している者
- 4 無収入の者
- 5 生活保護受給中の者

※進学支度金については連帯保証人Ⅱを1名とし、国際大会参加等給付金および教育文化活動費助成金は不要とする。

奨学資金の種類

奨学貸付金

〈借受者〉 奨学生

大学・短大・専門学校Ⅰ	月額	30,000円
大学・短大・専門学校Ⅱ	月額	40,000円
大学・短大・専門学校Ⅲ	月額	50,000円

UP

【返済方法】

卒業後6か月経過後から貸与期間の2倍に相当する期間で返済すること。(無利子型)

例：大学4年間、月額40,000円借りた場合



【提出書類】

- 奨学貸付金申請書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ (様式第1号)
- 奨学生推薦書 (様式第2号)
⇒新入学生は直前に卒業した学校長の推薦書
⇒新入学生以外の在学学生は現在在学する学校長の推薦書
⇒推薦書は開封しないまま封筒ごと提出
- 完納証明書(連帯保証人2名分)・・・役場窓口で取得
⇒税等の滞納のない証明書(申請期日の1ヵ月以内に発行されたもの)
⇒共働き世帯は2名分(例：保護者2名+保証人1名 計3名分)
- 令和7年度(令和6年分)所得証明書・・・役場窓口で取得
⇒共働き世帯は2名分



進学支度金

〈借受者〉 保護者

進学が見込まれる世帯へ、支度金を貸し付ける。入学前(入学時)のみ。

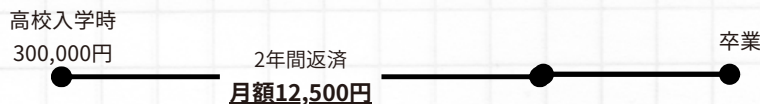
高校・専門学校	限度額	300,000円
大学・短大	限度額	600,000円

UP

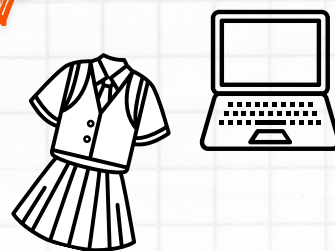
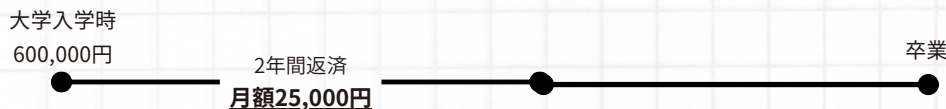
【返済方法】

入学後、2年以内に月賦で返済すること。(無利子型)

例：高校進学支度金300,000円の場合



例：大学進学支度金600,000円の場合



【提出書類】

- 進学支度貸付金申請書 (様式第3号)
- 完納証明書(連帯保証人2名分)・・・役場窓口で取得
⇒税等の滞納のない証明書(申請期日の1ヵ月以内に発行されたもの)
⇒共働き世帯は2名分(例：保護者2名+保証人1名 計3名分)
- 令和7年度(令和6年分)所得証明書・・・役場窓口で取得
⇒共働き世帯は2名分

研修・大会等支度金

〈借受者〉 保護者



海外研修・留学等支度貸付金	限度額	100,000円
国際大会参加等給付金	限度額	50,000円

注1 国内で開催される国際大会等については申請できません。

注2 その他、町の補助金や激励金等との併用はできません。

【返済方法】

海外研修・留学等支度貸付金は、貸与後1年以内に月賦で返済すること。（無利子型）

【提出書類】

- 海外研修・留学等支度貸付金申請書（様式第4号）
- 完納証明書（連帯保証人2名分）
⇒税等の滞納のない証明書（申請期日の1ヵ月以内に発行されたもの）
⇒共働き世帯は2名分（例：保護者2名+保証人1名 計3名分）
- 令和7年度（令和6年分）所得証明書
⇒共働き世帯は2名分
- 国際大会参加等給付金申請書（様式第5号）

教育文化活動費助成金

各団体が行う教育活動 限度額 500,000円

NEW

- 【例】
- 保護者を対象とした教育講演会（講師謝金等）
 - 教育文化活動（体験学習・音楽鑑賞会等）
（従来の教育活動ではなく、新たな取り組みに対して）
 - 社会貢献活動（ボランティア活動に係る経費）



【対象】 幼稚園、保育園、保育所、小学校、中学校、児童館、その他教育団体



【提出書類】

- 教育文化活動費助成金申請書（様式6号）
- 事業実施計画書（様式6-1号）
- 収支予算書（様式6-2号）

申込期間・スケジュール

- 申込期間 令和8年1月13日（火）～令和8年3月31日（火）
- 提出先 綾町教育委員会 教育総務課
〒880-1303 綾町大字南俣546-1
TEL 0985-77-5002 FAX 0985-77-3126
- 受付時間 8:30～17:15 ※土日、祝日を除く

《スケジュール》

申請書提出 → 4月中旬奨学生選考委員会 → 4月下旬貸付可否通知 → 4月末借入手続き → 5月中旬奨学金振込（四半期振込5月、7月、10月、1月 半期振込5月、10月 ※選択制）

※進学支度金、海外研修・留学等支度金、国際大会参加等支度金については、書類審査後、貸付許可になり次第振り込みます。

免除制度について

貸与を2年以上受けた者が、卒業等により貸与が終了した後に以下の条件に該当するときは、申請により理事会の審議を経て、奨学金の返済債務の一部を免除することができます。

減免条件

【町内在住者】

- 1 綾町内に定住の意思をもって居住し、就業していると認められること
- 2 地域活動に貢献していると認められること
- 3 奨学金の返還を滞りなく行っていること
- 4 奨学資金の貸与を受けた者に町税等の滞納がないこと



年間返済総額の1 / 2の返済免除



【町外在住者】

- 1 前年に、年間返済総額の3分の1以上をふるさと納税として綾町に納付された方
- 2 奨学金の返還を滞りなく行っていること



年間支払総額の1 / 3の返済免除

NEW

ホームページ



令和8年度の募集は、1月上旬にホームページにアップ予定です。

■募集要項はこちら

<https://www.town.aya.miyazaki.jp/soshiki/kyouikusoumu/5482.html>



■各種申請書はこちら

<https://www.town.aya.miyazaki.jp/soshiki/kyouikusoumu/5632.html>



【問い合わせ先】 綾町育英会事務局

綾町教育委員会 教育総務課

TEL 0985-77-5002

〒880-1303 綾町大字南俣546-1

MAIL kyouikusoumu@town.aya.lg.jp